



平生町お知らせ版

令和8年（2026年）5月22日

目次

P1	議会本会議・委員会・全員協議会の開催について	議会事務局
P2	Jアラートの試験放送を行います	総務課 地域安全班
P3	日本赤十字社 会費へのご協力をお願い	町民福祉課 地域福祉班
P4	献血（移動採血車）にご協力を	健康保険課 保険班
P4 - 5	農業に関する座談会を開催します	産業課 農林水産班
P5 - 6	農業用の機械の購入費等を補助します	産業課 農林水産班
P6 - 7	やまぐち就農支援塾「令和8年度短期入門研修」の受講者募集について	産業課 農林水産班
P7	平生図書館の臨時休館について	平生図書館
P7 - 8	『移動図書館（佐賀小学校）』の開設について	
P8	6月は住環境衛生推進月間です	環境政策室

議会本会議・委員会・全員協議会の開催について

議会事務局

6月定例会の日程は、6月1日に開催する議会運営委員会において決定されますが、現時点では次のとおり、本会議、各常任委員会および全員協議会を開催する予定です。

正式な日程が決定しましたら、役場本庁舎前（正面玄関に向かって右側）の平生町掲示板および佐賀出張所の掲示板に掲示し、町のホームページにも掲載します。

◆日程表

月	日	曜日	本会議および委員会	開会(議)予定時間	場所
6月	3日	水	全員協議会	午前9時	委員会室
	15日	月	本会議		議場
	16日	火	本会議		委員会室
	17日	水	産業文教常任委員会		
	18日	木	総務厚生常任委員会		
	23日	火	本会議		

- 傍聴を希望される人は、当日、平生町役場議場の傍聴席入口または委員会室の入口からお入りください。事前の申込みは必要ありません。
- 発熱等風邪症状のある人や体調のすぐれない人などは傍聴をご遠慮ください。
- 本会議は議事の進行によっては、休会となることもあります。

◆問合せ先

議会事務局（TEL：56-7110）

回
覧

Jアラートの試験放送を行います

総務課 地域安全班

このたび、全国瞬時警報システム「Jアラート(J-ALERT)」を使用した防災行政無線による試験放送を行います。

◆ Jアラートを使用した試験放送

実施日時	放送内容	備考
6月3日(水) 午前11時ごろ	《《 上りチャイム 》》 ↓ 「これは、Jアラートのテスト です。」 × 3回 ↓ 《《 下りチャイム 》》	※放送当日の気象状況等により、中止することがあります。

◆ Jアラートを使用した緊急地震速報(試験放送)

これは、地震や津波、武力攻撃などの発生に際し、時間的余裕のない事態に備え、全国的に行われる情報伝達訓練です。

実施日時	放送内容	備考
6月17日(水) 午前10時ごろ	「只今から訓練放送を行います。」 ↓ 《《 緊急地震速報チャイム音 》》 「緊急地震速報。大地震です。 これは訓練放送です。」 × 3回 ↓ 「これで訓練放送を終わります。」	※実際の地震と間違わないようにしてください。 ※放送当日の気象状況等により、中止することがあります。

• シェイクアウト訓練について

町では、消防庁が実施する緊急地震速報訓練に合わせて、シェイクアウト訓練を実施します。来庁者の皆様におかれましても、可能なかぎり避難行動をとっていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

地震はいつ、どこで起こるか分かりません。地震の揺れから身を守るためには、その場所や状況に応じて、冷静に行動する必要があります。

シェイクアウト訓練は、皆様が普段過ごされている家庭、職場、学校などで気軽に取り組むことができる訓練です。試験放送に合わせて、ぜひ訓練を実施し、地震が起きた場合の行動を再確認しましょう。

『3つの安全行動』を1分間とってください。

「まず低く」… 姿勢を低く保ちます。

「頭を守り」… テーブルの下に隠れたり、座布団で頭を覆ったりして、身近にあるもので頭を守ります。

「動かない」… 揺れが収まるまで、そのままじっとしていきましょう。

◆ 問合せ先

町役場総務課 地域安全班 (TEL: 56-7111)



まず低く

DROP!



頭を守り

COVER!



動かない

HOLD ON!

日本赤十字社 会費へのご協力のお願い

町民福祉課 地域福祉班

4月24日発行のお知らせ版でご案内いたしました「日本赤十字社 会費」につきまして、多くの皆様にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

5月は全国一斉の赤十字会員増強運動月間となっております。赤十字の活動は皆様からの会費によって支えられておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

◆会費の受付場所・期間

受付場所：町役場町民福祉課または佐賀出張所

受付期間：通年

【赤十字会員増強運動月間：5月1日(金)～31日(日)】

日本赤十字社会費募集にかかる語句の説明



○会員

日本赤十字社の目的に賛同し、運営に参画する個人または法人

○協力会員

会員以外の者であって、日本赤十字社の目的に賛同し、活動を支援する個人または団体

○会費

会員は年額2,000円以上、協力会員は年額500円以上納入が必要

○活動資金

会費や寄付金により構成される「いのちと健康、尊厳を守るため、赤十字の活動を支援するお金」のこと。

(現在は各自治会の行政協力員さんを通じて会費の募集をお願いしておりますが、会費は活動資金の一部のため各世帯にお配りしている領収書(ピンク色)には、赤十字活動資金領収書と書かれています。)

◆注意事項

公職の候補者等が500円未満や、会費以外の金額を納入した場合、寄付行為とみなされ、公職選挙法に抵触するおそれがあります。

詳細は、日本赤十字社山口県支部(TEL:083-922-0102)にお問い合わせください。

◆会費の受付についての問合せ先

日本赤十字社山口県支部 平生町分区(町役場町民福祉課 地域福祉班内)

(TEL:56-7113)

献血（移動採血車）にご協力を

健康保険課 保健班

移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆日時および場所

月 日	時 間	場 所
6月14日（日）	午前9時30分～正午 午後1時15分～4時	マックスバリュ平生東店

※400mL 献血限定です。

※献血カードをお持ちの人はご持参ください。

※献血カードをお持ちでない人は「運転免許証」「マイナンバーカード」など本人が確認できる書類をご持参ください。

◆感染症予防のために

- 受付時に体温測定を実施しています。発熱が確認された場合は、献血をご遠慮いただいています。
- 会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。
- マスクの着用をお願いします。

◆問合せ先

町保健センター（TEL：56-7141）

農業に関する座談会を開催します

産業課 農林水産班

このたび、農業に関する地域計画の取組みの推進や今後の農業の在り方について、農業に関わるみなさんが中心となって話し合っていたくため、次のとおり令和8年度の座談会を開催します。

事前のお申し込みは不要ですので、各地区の農業者や農地所有者のみなさんはぜひご参加ください。

◆対象地区および開催日時

地区	日時	場所
曾根地区（大字曾根）	6月29日（月） 午後6時～	曾根地域交流センター 会議室
大野地区（大字大野南、大野北）	6月30日（火） 午後6時～	大野地域交流センター 集会室
佐賀地区（大字佐賀、小郡、尾国、佐合島）	7月6日（月） 午後6時～	佐賀地域交流センター 1階企画室
平生地区（大字平生町、平生村、豎ヶ浜、宇佐木）	7月7日（火） 午後6時～	町役場 2号棟 3階大会議室

次ページへつづく

◆参加対象者（参加申込不要）

各地区の耕作者や農地所有者、これから農業に取り組もうと考えている人など

◆座談会の内容

- 地域計画について
- 町の農業施策について
- 担い手や耕作者について など

◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班（TEL：56-7117）

農業用の機械の購入費等を補助します

産業課 農林水産班

町では、持続可能な農業を目指す皆様を応援するため、農業用機械の導入や農業用施設の整備にかかる費用の一部を補助します。「機械を更新したい」「作業を効率化したい」とお考えの人は、ぜひこの機会をご活用ください。

◆補助の内容

対象経費：税込み 10 万円以上の農業用機械の購入費・農業用施設の整備費のうち消費税除いた経費

補助率：3分の1（千円未満の端数は切り捨て）

補助上限額：10 万円（認定農業者・認定新規就農者は 20 万円）

※1 年度につき 1 回のみ申請可能です。

◆対象者①または②に該当する人

①平生町内の農地を耕作する個人・法人でひらお特産品センター協同組合の組合員（今年度登録者も対象）

②畜産業を営む個人・法人

かつ、一定以上の栽培面積や飼育頭数、農業販売額がある人が対象です。

◆補助対象となるもの（中古品も対象）

【農業用機械】

- トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、畑作用作業機、自走式草刈機など
- その他農業・畜産用のスマート機械など

【農業用施設の整備】

- ビニールハウス、畜舎施設など

◆補助対象外となるもの

トラック、刈払機、パソコン、車庫など汎用性が高いもの。

[次ページへつづく](#)

◆受付期間・申請方法

- ・ 受付期間： 令和8年6月1日（月）～令和8年12月25日（金）
- ・ 申請方法： 町役場産業課 窓口へ持参（郵送・FAX・メール等は不可）

◆申請にあたっての注意点

- ・ 必ず「購入・整備の前」に申請し、交付決定を受けてください。
※申請前にすでに購入・整備に着手したものは対象外です。
- ・ 町税の滞納がある人は申請できません。
- ・ 予算の上限に達し次第、終了となります。

◆問合せ・申請先

町役場産業課 農林水産班

(TEL：0820-56-7117)

申請書は町 HP からダウンロード可能です。まずはお気軽にご相談ください。

やまぐち就農支援塾「令和8年度短期入門研修」の受講者募集について

産業課 農林水産班

短期入門研修とは、就農に向けた流れや支援政策等の概要の説明、農業実習体験および担い手養成研修生との意見交換等通じて、県内での新規就農や法人就業を目指すきっかけづくりとするために実施をするものです。

詳細につきましては、次のページの二次元コードより山口県立農業大学校ホームページをご覧ください。

研修対象者	県内での新規就農や農業法人への就業に興味・意欲のある人
募集期間	第2回 令和8年5月11日（月）～6月16日（火） 第3回 令和8年7月16日（木）～8月25日（火） 第4回 令和8年10月8日（木）～11月17日（火）
募集定員	10名程度 ※応募者が多数の場合は先着順となりますのでご注意ください
実施期間	第2回 令和8年7月7日（火）～9日（木） 第3回 令和8年9月15日（火）～17日（木） 第4回 令和8年12月8日（火）～10日（木）
研修場所	山口県農林総合技術センター（山口県防府市牟礼 10318 番地）

◆応募について

町役場産業課窓口で申込書を受け取るか、農業大学校ホームページから申込書をダウンロードしてください。

申込書に必要事項を記入のうえ、山口県農林総合技術センター社会人研修室へ提出してください。（メール、FAX、郵送）

なお、申込漏れのないように、提出後は山口県農林総合技術センター社会人研修室まで到着確認をお願いします。

[次ページへつづく](#)

◆問合せ先

山口県農林総合技術センター農林業担い手支援部
社会人研修室 農業研修グループ 担当：林・重藤
(TEL：0835-38-0510 FAX：0835-23-0843
e-mail：shakaijin-kenshu@pref.yamaguchi.lg.jp)



山口県立農業大学校ホームページ

平生図書館の臨時休館について

平生図書館

平生図書館では、図書館情報システムの切替のため次のとおり臨時休館します。利用者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力のほどよろしくお願ひします。

◆臨時休館日

6月16日（火）

※15日（月）は休館日です。

※図書の返却は、玄関前の「返却ポスト」をご利用ください。

※15日（月）、16日（火）は、予約・検索が使用できません。

◆問合せ先 平生図書館（TEL：56-2310）

『移動図書館（佐賀小学校）』の開設について

平生図書館

平生図書館では、佐賀小学校にて移動図書館を下記のとおり開設します。

今年度から、図書の貸出しは、佐賀小児童のほか、一般の人（佐賀地区に在住、勤務している大人）も対象としますので、お気軽にご利用ください。

◆日時

第1回	貸出日	6月2日（火）	午後0時45分～午後1時30分
	返却日	6月18日（木）	
第2回	貸出日	6月18日（木）	午後0時20分～午後1時05分
	返却日	7月1日（水）	

◆場所

佐賀小学校体育館

次ページへつづく

◆注意事項

- 移動図書館での1回の貸出の冊数は、2冊までとさせていただきます。
- 貸出日には、「図書利用カード」をお持ちください。「図書利用カード」がないと、図書の貸出しはできません。
- 「図書利用カード」をお持ちでない人は、平生図書館または佐賀出張所にて申込み手続きができます。(5月27日(水)までに佐賀出張所で手続きをされた人は、貸出日に「図書利用カード」をお渡しする予定です)
- 貸出日の会場でも、「図書利用カード」の申込み手続きができますが、申込み当日の図書の貸出しはできません。(第1回の6月2日(火)に申込みをされた人は、6月18日(木)に、第2回の6月18日に申込みをされた人は7月1日(水)に、「図書利用カード」をお渡しする予定です。)
- 一般(大人)の人で、返却日に図書の返却ができない場合は、7月1日(水)までに、佐賀小学校に返却するか、平生図書館に返却してください。

◆問合せ先 平生図書館 (TEL: 56-2310)

6月は住環境衛生推進月間です

～環境衛生に注意して快適な生活を送りましょう!～

環境政策室

◆ネズミおよび衛生害虫の防除を行いましょ

ネズミやゴキブリをはじめとした衛生害虫は、私たちの生活様式の変化等に伴い、年間を通じ活動が見られますが、これから夏にかけて気温の上昇とともに活動が活発になります。

衛生害虫などは、存在自体が不快感を与えるということもありますが、消化器系感染症や食中毒などの病原体等を媒介する危険性があることから、公衆衛生の面からも駆除が必要です。

駆除にあたっては、生息場所を確かめ、掃除や食品・残飯などの管理をしっかりと行った上で薬剤を使うと効果的です。

また、薬剤の使用に際しては、使用上の注意を守り、安全に十分注意しましょう。

◆室内の換気に注意しましょ

これから梅雨時期を経て夏場を迎え、気温や温度や湿度が高くなると、カビなどが発生しやすく、室内が不快に感じやすくなります。

特に、新築・改築・改装後の建物は、気密性が高く、建材や内装材などから化学物質が放出されやすいため、臭いなどが不快に感じる場合があるので注意が必要です。

室内を定期的に換気することにより、外気を取り入れ、ほこりなどを取り除いて、室内を快適にするように心がけましょう。

窓による換気は、場所が離れた2か所の窓を開けると効果的です。

◆問合せ先

町役場環境政策室 (TEL: 56-7126)

次回発行日は6月26日(金)です